

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	65
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第三条関係）	67
○ 個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（第四条関係）	68

改 正 案	現 行
<p>（免許証等の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由）</p> <p>第三十三条の六の二 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）</p> <p>第三十三条の七 法第九十五条の六第一項の表の備考一のロの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者にあつては同号に定める日前五年間及び同日から同号に規定する次の免許に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日までの間とし、第四号に掲げる者のうち同号に規定する次の免許に係る適性試験を受けた日の前日が同号に規定する特定誕生日の四十年前の日以後であるものにあつては同日前五年間及び同日から当該次の免許に係る適性試験を受けた日の前日までの間とする。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五</p>	<p>（免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由）</p> <p>第三十三条の六の二 法第九十二条の二第一項の表の備考一の1及び2並びに同表の備考四の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）</p> <p>第三十三条の七 法第九十二条の二第一項の表の備考一の2の政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間（第三号に掲げる者又は第四号に掲げる者（法第九十二条第一項の規定により交付を受けた運転免許証（以下「免許証」という。）に係る法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「適性試験」という。）を受けた日の前日が第四号に定める日以後である者に限る。）にあつては、それぞれ第三号又は第四号に定める日前五年間及び同日から法第九十二条第一項の規定により交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間。次項において同じ。）において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げ</p>

に掲げる行為をしたことがないこととする。

一 法第百一条第六項の規定により免許証等（同条第一項に規定する免許証等をいう。以下同じ。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受けた者 更新前の免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二 法第百一条の二第四項の規定により免許証等の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日（当該日が特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日）

三 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別失効者に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けた者 当該効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日

四 法第九十五条の六第一項の表の備考一のイ(4)に規定する特別取消処分者に該当する者として当該取り消された免許の次の免許を受けた者 当該次の免許に係る適性試験を受けた日（当該日が当該取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等

る行為をしたことがないこととする。

一 法第百一条第六項の規定により免許証の更新（免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。）を受けた者 更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二 法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者 同条第三項の規定による適性検査を受けた日（当該日が特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日）

三 前条各号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果法第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限る、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限る。）で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの 更新を受けることができなかつた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日

四 法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした法第八十九条第一

とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

五 法第九十二条第二項の規定による運転免許証(以下「免許証

「という。)の交付又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同項の規定による免許情報記録(法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。)

の書換えを受けた者 当該免許証又は当該書換え後の免許情報記録に係る適性試験を受けた日(当該日が当該免許証と引き換えた免許証又は当該書換え前の免許情報記録を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

2 法第九十五条の六第一項の表の備考一の二の政令で定める基準

は、前項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがあること(軽微違反行為一回のほかこれらの行為をしたことがない場合(当該軽微違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第七十二条第一項前

項、第一百一条第一項若しくは第一百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第一百一条の五の規定による報告について法第一百七条の四第一項第三号の違反行為をした者を除く。)で法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの  
当該免許証に係る適性試験を受けた日(当該日が取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

五 法第九十二条第二項の規定により免許証の交付を受けた者

当該免許証に係る適性試験を受けた日(当該日が当該免許証と引き換えた免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日)

2 法第九十二条の二第一項の表の備考一の4の政令で定める基準

は、前項各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前五年間において違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をしたことがあること(軽微違反行為一回のほかこれらの行為をしたことがない場合(当該軽微違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合にあつては、当該交通事故が建造物以外の物の損壊のみに係るものであり、かつ、法第七十二条第一項前

段の規定に違反していないときに限る。)を除く。)とする。

(免許証等の有効期間等の特例の適用がある日)

第三十三条の八 法第九十五条の六第三項(法第百条の二第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める日は、次に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ 技能試験において使用される自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

ホ 受けようとする免許に係る技能試験について内閣府令で定

段の規定に違反していないときに限る。)を除く。)とする。

(免許証の有効期間等の特例の適用がある日)

第三十三条の八 法第九十二条の二第四項(法第百条の二第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める日は、次に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

第三十四条の二 法第九十六条の二の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上のもの

ホ 受けようとする免許につき法第九十七条第一項第二号に掲

める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

二 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ 技能試験において使用される自動車を運転することができない第一種運転免許を現に受けている者

ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、技能試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ 受けようとする免許に係る技能試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 免許証等の更新を受けなかつたため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又

げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

二 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するもの

イ 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができない第一種運転免許を現に受けている者

ロ (略)

ハ 特定失効者又は特定取消処分者で、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの

ニ 受けようとする免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの

(試験の免除)

第三十四条の三 (略)

2 法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 免許証の更新を受けなかつたため、一般違反行為又は別表第四に掲げる行為をしたことを理由とする法第九十条第五項又は

は第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

二 法第百五条の規定により免許が効力を失つた後に一般違反行為（当該一般違反行為に係る累積点数（第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当するものに限り、免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）又は別表第四第二号若しくは第三号に掲げる行為（免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）をした者

三 法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証等の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後同条第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証等の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの

四 再試験を受けた後免許証等の更新を受けなかつたため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

五 法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証等の更新を受けなかつたため法第百四条の二の二第二項又は

第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

二 法第百五条第一項の規定により免許が効力を失つた後に一般違反行為（当該一般違反行為に係る累積点数（第三十三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が別表第三の一の表の第一欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第五欄又は第六欄に掲げる点数に該当するものに限り、免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）又は別表第四第二号若しくは第三号に掲げる行為（免許取消歴等保有者が第三十三条の二第一項第二号に規定する期間内にしたものを除く。第六項第二号において同じ。）をした者

三 法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第四項の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証等の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後同条第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの

四 再試験を受けた後免許証の更新を受けなかつたため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

五 法第百条の二第五項の規定に違反して再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため法第百四条の二の二第二項又は

は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

六 基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知（法第八八条の三の三の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証等の更新を受けず、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間（若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月となる日までの間に免許証等の更新を受けなかつたため、若年運転者講習を受けなかつたもの

七 法第八二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証等の更新を受けなかつたため、法第八四条の二の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第一項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

八 若年運転者講習を終了した後免許証等の更新を受けなかつたため、法第八四条の二の四第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）を受けなかつた者

九 法第八五条の規定により免許が失効した者で、法第八五条の二第二項の規定による運転経歴証明書（同条第一項に規定する運転経歴証明書をいう。第三十九条の二の六第一項において同じ。）の交付又は法第八五条の二第四項の規定による運転経歴

第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

六 基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知（法第八八条の三の三の規定による通知をいう。以下同じ。）を受ける前に免許証の更新を受けず、又は若年運転者講習の通知を受けた日の翌日から起算した期間（若年運転者講習を受けないことについて第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、若年運転者講習を受けなかつたもの

七 法第八二条の三の規定に違反して若年運転者講習を受けなかつた者で、前号に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に免許証の更新を受けなかつたため、法第八四条の二の四第一項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第一項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

八 若年運転者講習を終了した後免許証の更新を受けなかつたため、法第八四条の二の四第二項又は第四項の規定による特例取得免許の取消し（同条第四項の規定による特例取得免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）を受けなかつたもの

九 法第八五条第二項において準用する法第八四条の四第六項の規定により運転経歴証明書の交付を受けた者



情報（同条第三項に規定する運転経歴情報をいう。第三十九条の二の六第二項において同じ。）の記録を受けたもの

3 (略)

4 法第九十七条の二第一項第三号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において基準違反行為（同項第三号イに規定する運転技能検査等（以下「運転技能検査等」という。）の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

一 特定失効者 法第一百五十五条の規定により効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の百六十日前の日

二 特定取消処分者 法第一百三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた日（当該日に取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の百六十日前の日）

5・6 (略)

第三十四条の四 (略)

2 免許を受けようとする者が第一種運転免許を受けようとする者であつてその受けようとしている免許に係る自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する

3 (略)

4 法第九十七条の二第一項第三号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年間において基準違反行為（同項第三号イに規定する運転技能検査等（以下「運転技能検査等」という。）の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

一 特定失効者 法第一百五十五条第一項の規定により効力を失った免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の百六十日前の日

二 特定取消処分者 法第一百三十三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた日（当該日に取り消された免許に係る免許証等を更新前の免許証等とした場合における特定誕生日の百六十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の百六十日前の日）

5・6 (略)

第三十四条の四 (略)

2 免許を受けようとする者が第一種運転免許を受けようとする者であつてその受けようとしている免許に係る自動車等に相当する種類の自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許を有する

もの（当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上の者に限る。）であるときは、技能試験及び法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験（次条において「学科試験」という。）を免除する。

第三十四条の五 法第九十七条の二第四項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く。以下この条において同じ。）又は第二種運転免許を現に受けている者 学科試験

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）又は特定取消処分者（同条第一項第五号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車等を運転することができる他の種

もの（当該外国等の行政庁等の免許を受けた後当該外国等に滞在していた期間が通算して三月以上の者に限る。）であるときは、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

第三十四条の五 法第九十七条の二第四項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 第一種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く。以下この条において同じ。）又は第二種運転免許を現に受けている者 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

ロ 特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）又は特定取消処分者（同条第一項第五号に掲げる者に限り、同号の規定により運転技能検査を受けた者で当該運転技能検査等の結果が同条第二項の内閣府令で定める基準に該当するものを除く。次号ロにおいて同じ。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車等を運転することができる他の種

類の免許を受けていたもの 技能試験及び学科試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許に係る学科試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 学科試験

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許を現に受けている者 学科試験

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、受けようとする免許により運転することができ自動車を運転することができる他の種類の第二種運転免許を受けていたもの 技能試験及び学科試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許に係る学科試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 学科試験

類の免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第一種運転免許につき法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

二 第二種運転免許を受けようとする者で次のイからハまでに該当するものに対しては、当該イからハまでに定める試験を免除する。

イ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許を現に受けている者 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

ロ 特定失効者又は特定取消処分者で、受けようとする免許により運転することができ自動車を運転することができる他の種類の第二種運転免許を受けていたもの 法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ 受けようとする免許の種類と異なる種類の第二種運転免許につき法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

三 仮運転免許を受けようとする者で次のイからニまでに該当するものに対しては、当該イからニまでに定める試験を免除する。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許を現に受けている者

学科試験

ロ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許に係る技能試験

ハ 受けようとする仮運転免許により運転することができる自動車<sup>（仮運転免許を除く。）</sup>を運転することができ、係る技能試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 技能試験

ニ 第一種運転免許に係る学科試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 学科試験

四 準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつて

三 仮運転免許を受けようとする者で次のイからニまでに該当するものに対しては、当該イからニまでに定める試験を免除する。

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許を現に受けている者

法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

ロ 法第八十九条第三項後段に規定する書面を有する者で、同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過していないもの 当該検査に係る仮運転免許と同一の種類の仮運転免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

ハ 受けようとする仮運転免許により運転することができる自動車<sup>（仮運転免許を除く。）</sup>を運転することができ、つき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験

ニ 第一種運転免許につき法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験について内閣府令で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して六月を経過していないもの 法第九十七条第一項第三号に掲げる事項について行う試験

四 準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつて

は当該準中型自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、技能試験及び学科試験を免除する。

イノニ (略)

五 普通自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、技能試験及び学科試験を免除する。

イノニ (略)

六 免許を受けようとする者が法第八十九条第一項の規定による試験を受け、当該試験（その者が仮運転免許を受けた後第三十九条の三第一項各号の基準に該当して当該仮運転免許を取り消されたものである場合における当該仮運転免許に係る試験を除く。）において技能試験又は学科試験のいずれかについて内閣府令で定める基準に達する成績を得た者であるときは、当該試験を受けた日から起算して六月の間は、その成績を得た技能試験又は学科試験を免除する。

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 (略)

2 (略)

は当該準中型自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イノニ (略)

五 普通自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を取り消された日から、ロからニまでに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イノニ (略)

六 免許を受けようとする者が法第八十九条第一項の規定による試験を受け、当該試験（その者が仮運転免許を受けた後第三十九条の三第一項各号の基準に該当して当該仮運転免許を取り消されたものである場合における当該仮運転免許に係る試験を除く。）において法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験のいずれかについて内閣府令で定める基準に達する成績を得た者であるときは、当該試験を受けた日から起算して六月の間は、その成績を得た試験に係る事項について行う試験を免除する。

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第九十九条第一項第五号の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条第一項の申請の日前六月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許に係る技能試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

(更新期間前における免許証等の更新を申請することができるやむを得ない理由)

第三十七条の五 (略)

(免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十七条の六 法第一百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第一百一条第一項に規定する更新期間(次条において「更新期間」という。)が満了する日(法第一百一条の二第一項の規定による免許証等の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。)前六月以内に法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二 免許証等の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の二第二項の規定による講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又はホ

3 法第九十九条第一項第五号の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 法第九十九条第一項の申請の日前六月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

(免許証の更新の特例)

第三十七条の五 (略)

(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)

第三十七条の六 法第一百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第一百一条第一項に規定する更新期間(次条において「更新期間」という。)が満了する日(法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。)前六月以内に法第一百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第一百八条の二第二項の規定による講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又はホ

ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。  
）を終了した者

- 三 免許証等の更新を申請する日前六月以内に法第百八条の三十  
二の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等  
の教育の課程（同項第三号イ又はロに掲げる基準に適合するもの  
に限る。）を終了した者

（運転技能検査等の基準）

第三十七条の六の三 法第百一条の四第三項の政令で定める基準は  
、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年  
間において第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為（運転  
技能検査等の結果が法第百一条の四第四項の内閣府令で定める基  
準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前  
にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

- 一 免許証等の更新を受けようとする者（次号に掲げる者を除く  
。）
  - 。 特定誕生日の百六十日前の日
- 二 法第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新を受けよ  
うとする者 当該更新の申請をする日（当該日が特定誕生日の百  
六十日前の日以後であるときは、特定誕生日の百六十日前の日）

（申請による取消しの基準）

第三十九条の二の四 法第百四条の四第二項の規定による免許の取  
消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のい

の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。  
）を終了した者

- 三 免許証の更新を申請する日前六月以内に法第百八条の三十二  
の二第一項の認定を受けた同項に規定する運転免許取得者等教  
育の課程（同項第三号イ又はロに掲げる基準に適合するもの  
に限る。）を終了した者

（運転技能検査等の基準）

第三十七条の六の三 法第百一条の四第三項の政令で定める基準は  
、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日前三年  
間において第三十四条の三第五項に規定する基準違反行為（運転  
技能検査等の結果が法第百一条の四第四項の内閣府令で定める基  
準に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前  
にしたものを除く。）をしたことがあることとする。

- 一 免許証の更新を受けようとする者（次号に掲げる者を除く。  
。）
  - 。 特定誕生日の百六十日前の日
- 二 法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を受けよう  
とする者 当該更新の申請をする日（当該日が特定誕生日の百  
六十日前の日以後であるときは、特定誕生日の百六十日前の日）

（申請による取消しの基準）

第三十九条の二の四 法第百四条の四第二項の規定による免許の取  
消しは、同条第一項の規定による申請をした者が次の各号のい

れにも該当しない場合に行うものとする。

一～三 (略)

四 当該申請に係る免許について基準該当初心運転者（法第百条の二第一項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。次条第三号において同じ。）に該当していること。

五 当該申請に係る免許（基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、特例取得免許である中型自動車免許を除く。）について、基準該当若年運転者（若年運転者講習を終了した者を除く。次条第三号において同じ。）に該当していること又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当していること。

(削る)

(削る)

(運転経歴証明書の交付等)

第三十九条の二の五 法第百五条の二第一項の政令で定める者は、法第百五条の規定により免許が失効した日の前日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

れにも該当しない場合に行うものとする。

一～三 (略)

四 当該申請に係る免許について基準該当初心運転者（法第百条の二第一項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。）に該当していること。

五 当該申請に係る免許（基準該当若年運転者に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、特例取得免許である中型自動車免許を除く。）について、基準該当若年運転者（若年運転者講習を終了した者を除く。第三十九条の二の六第一項第三号において同じ。）に該当していること又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当していること。

(運転経歴証明書の交付)

第三十九条の二の五 法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第五項の規定による申請をした日前五年以内に同条第二項の規定により免許を取り消され、かつ、現に受けている免許がない者に対して行うものとする。

(新設)

第三十九条の二の六 法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項の政令で定める者は、法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許に係る免許証の有効期間が満了す



一・二 (略)

三 法第百五条の規定により効力を失った免許の全てについて、基準該当初心運転者に該当している者、基準該当若年運転者に該当している者（特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当することとなった時点において二十歳に達している者を除く。）又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当している者

(削る)

第三十九条の二の六 法第百五条の二第二項の規定による運転経歴証明書の交付は、同条第一項の規定による申請をした日前五年以内に法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消され、又は法第百五条の規定により免許が失効した者であつて、現に受けている免許がないものに対して行うものとする。

2 前項の規定は、法第百五条の二第四項の規定による運転経歴情報<sup>1</sup>の記録について準用する。この場合において、前項中「同条第

る日において次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 法第百五条第一項の規定により効力を失った免許の全てについて、基準該当初心運転者に該当している者、基準該当若年運転者に該当している者（特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当することとなった時点において二十歳に達している者を除く。）又は法第百四条の二の四第二項の規定による特例取得免許の取消しの基準に該当している者

2 前条の規定は、法第百五条第二項において準用する法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付について準用する。この場合において、前条中「同条第五項」とあるのは「法第百五条第二項において読み替えて準用する法第百四条の四第五項」と、「同条第二項」とあるのは「法第百五条第一項」と、「を取り消され」とあるのは「が効力を失い」と読み替えるものとする<sup>1</sup>。

(新設)

「一項」とあるのは、「同条第三項」と読み替えるものとする。

(委託することのできない事務)

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 一十二 (略)

十三 法第百一条の二の二第五項の規定による通知に係る適性検査の結果の判定及び同条第七項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十四 法第百一条の三第二項の規定による免許証等の更新の拒否に係る事務

十五 法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定、同条第三項の規定による運転技能検査の結果の判定及び同条第四項の規定による免許証等の更新の拒否に係る事務  
十六 一二十七 (略)

(削る)

(委託することのできない事務)

第四十条の三 法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 一十二 (略)

十三 法第百一条の二の二第五項の規定による書面の内容の判定及び同項の規定による適性検査の結果の判定に係る事務

十四 法第百一条の三第二項の規定による免許証の更新の拒否に係る事務

十五 法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定、同条第三項の規定による運転技能検査の結果の判定及び同条第四項の規定による免許証の更新の拒否に係る事務  
十六 一二十七 (略)

(保管証)

第四十一条の四 法第百九条第一項の保管証（以下この条において「保管証」という。）の有効期間は、保管証を交付した日から起算して四十日とする。

2 保管証のうち免許証の保管に係る保管証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 保管証の有効期限

二 免許証の番号、免許の年月日及び免許証の交付年月日並びに

その免許証を交付した公安委員会名

三 免許の種類及びその免許に付されている条件

四 免許を受けた者の住所、氏名及び生年月日

五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

3 保管証のうち国際運転免許証等の保管に係る保管証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 保管証の有効期限

二 国際運転免許証等の番号、発給年月日、発給地及び発給機関名

三 国際運転免許証等で運転することができる自動車等の種類

四 国際運転免許証等を所持する者の本邦における住所、氏名及び生年月日

五 保管証を交付した日時並びに交付した警察官の所属、階級及び氏名

4 保管証の様式は、内閣府令で定める。

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定める区分とし、同項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める額とし、同項の人件費に対応する部分として政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。

手数料の 種別	区分	料 試験手数											物件費及び施設 費に対応する額	人件費に対応する 額	
		大型自 動車免 許、中 の二第 一項第 三號又 は第五 號に該 当して	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合			
運転免許 試験手数	法第九 十七條	五百五十円（第 三十三條の六の 二第六號に掲げ るやむを得ない 理由のため免許 證等の更新を受 けることができ なかつた者に対 する試験にあつては	千四百円（第三十 三條の六の二第六 號に掲げるやむを 得ない理由のため 免許證等の更新を 受けることができ なかつた者に対す る試験にあつては												

手数料の 種別	区分	料 試験手数											物件費及び施設 費に対応する額	人件費に対応する 額	
		大型自 動車免 許、中 の二第 一項第 三號又 は第五 號に該 当して	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合	中型自 動車免 許に係 る試験 規定の 適用を 受ける 場合			
運転免許 試験手数	法第九 十七條	五百円（第三十 三條の六の二第 六號に掲げるや むを得ない理由 のため免許證の 更新を受けるこ とができなかつ た者に対する試 験にあつては、	千四百円（第三十 三條の六の二第 六號に掲げるやむ を得ない理由のため 免許證の更新を受 けることができな かつた者に対する 試験にあつては、												

普通自動車免許 に係る試験 の二第 一項第 一号又 は第二 号に該 当して	法第九 十七條	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	同項の する試験にあつては、 四百円
	五百五十円	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合は、 三百五十円	
	千三百五十円	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合は、 三千四百円	

普通自動車免許 に係る試験 の二第 一項第 一号又 は第二 号に該 当して	法第九 十七條	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	同項の 試験にあつては、 四百円
	五百円	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合は、 千九百五十円	
	千二百五十円	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合は、 三千六百五十円	

同項の規定の適用を受ける場合	同項の規定の適用を受ける場合	同項の規定の適用を受ける場合
法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける
七百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千三百円）	千四百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）

同項の規定の適用を受ける場合	同項の規定の適用を受ける場合	同項の規定の適用を受ける場合
法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける	法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける
六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用する）	千四百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、四百円）

<p>～又は同じ。以下をいう引免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>特定第一種運転免許(大型)特殊自動車免許、大型自動車、二輪車免許、普通自動車</p>	<p>法第九十七條</p>	<p>五百五十円</p>	<p>千三百円</p>	<p>受けない場合)</p>
<p>～又は同じ。以下をいう引免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>法第九十七條</p>	<p>五百五十円</p>	<p>千四百円</p>	<p>受けない場合)</p>
<p>～又は同じ。以下をいう引免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>法第九十七條</p>	<p>五百五十円</p>	<p>千四百円</p>	<p>受けない場合)</p>

<p>～又は同じ。以下をいう引免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>特定第一種運転免許(大型)特殊自動車免許、大型自動車、二輪車免許、普通自動車</p>	<p>法第九十七條</p>	<p>五百円</p>	<p>千二百五十円</p>	<p>受けない場合 る自動車を使用 して受ける場合 にあつては、千 二百五十円)</p>
<p>～又は同じ。以下をいう引免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>法第九十七條</p>	<p>五百円</p>	<p>千四百円</p>	<p>受けない場合 る自動車を使用 して受ける場合 にあつては、千 二百五十円)</p>
<p>～又は同じ。以下をいう引免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下は第五号に該当して</p>	<p>法第九十七條</p>	<p>五百円</p>	<p>千四百円</p>	<p>受けない場合 る自動車を使用 して受ける場合 にあつては、千 二百五十円)</p>

大型特 殊自動 車第二 種免許 若しく は牽引 第二種 免許に 係る試 験	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	する試験にあつては、四百円	七百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千三百円）	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	五百五十円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）
小型特 殊自動 車免許 又は原 動機付 自転車 免許に 係る試 験	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	五百五十円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	五百五十円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）

大型特 殊自動 車第二 種免許 若しく は牽引 第二種 免許に 係る試 験	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	試験にあつては、四百円	六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円）	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	五百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）
小型特 殊自動 車免許 又は原 動機付 自転車 免許に 係る試 験	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	同項の 規定の 適用を 受ける 場合	六百五十円（法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円）	法第九 十七條 の二第 一項の 規定の 適用を 受ける 場合	五百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）	千四百円（第三十三号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができない者が対する試験にあつては、四百円）



試験に係る	法第九十七條	種免許の場合	車第二の適用を受け	通自動の規定	又は普通の規定	種免許と同項	車第二該当し	型自動二号に	許、中一項第	二種免の二第	自動車第十七條	大型自法第九十七條	法第九十七條	
													法第九十七條	法第九十七條
	三百三十三條の六の	五百五十円(第										五百五十円		ては、三百五十円)
	三十三條の六の二第六	千四百円(第三十										千二百五十円		

試験に係る	法第九十七條	種免許の場合	車第二の適用を受け	通自動の規定	又は普通の規定	種免許と同項	車第二該当し	型自動二号に	許、中一項第	二種免の二第	自動車第十七條	大型自法第九十七條	法第九十七條	
													法第九十七條	法第九十七條
	三十三條の六の二第	五百円(第三十										五百円		四百円)
	三十三條の六の二第六	千四百円(第三十										千二百円		

免許に 仮運転 法第九 十七條	の二第 一項第 三號又 は第五 號に該 當して 同項の 規定の 適用を 受ける 場合	二第六號に掲げ るやむを得ない 理由のため免許 證等の更新を受 けることができ なかつた者に対 する試験にあつ ては、三百五十 円)	の二第 六號に掲げるや むを得ない理由 のため免許證等 の更新を受ける ことができなかつ た者に対する試 験にあつては、 四百円)
		七百元(技能試 験を公安委員会 が提供する自動 車を使用して受 ける場合にあつ ては、三千四百 五十円)	三千八百円(技能 試験を公安委員 会が提供する自 動車を使用して 受ける場合にあ つては、 四千元)
五百五十円			
千二百五十円			

免許に 仮運転 法第九 十七條	の二第 一項第 三號又 は第五 號に該 當して 同項の 規定の 適用を 受ける 場合	六號に掲げるや むを得ない理由 のため免許證の 更新を受けるこ とができなかつ た者に対する試 験にあつては、 四百円)	の二第 六號に掲げるや むを得ない理由 のため免許證等 の更新を受ける ことができなかつ た者に対する試 験にあつては、 四百円)
		六百五十円(法 第九十七條第一 項第二號に掲げ る事項について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受ける場合 にあつては、三 千三百円)	四千百五十円(法 第九十七條第一 項第二號に掲げ る事項について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受ける場 合にあつては、 四千百五十円)
五百円			
千二百円			

		係る試験																					
の二第	十七第	法第九	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	四号に	一項第	の二第	十七第	法第九	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	二号に	一項第	の二第	
		七百円（技能試験を公安委員会											五百五十円										
		二千二百五十円（技能試験を公安委員会が提供する自											千百円										

		係る試験																					
の二第	十七第	法第九	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	四号に	一項第	の二第	十七第	法第九	る場合	を受け	の適用	の規定	て同項	該当し	二号に	一項第	の二第	
		六百五十円（法第九十七條第一											五百円										
		二千二百五十円（法第九十七條第一											千五十円										

		料 検査手数料	
一項の 規定の 適用を 受けない 場合	大型自動車仮運 転免許、中型自 動車仮運転免許 又は準中型自動 車仮運転免許を 受けている者に 対する法第八十 九条第三項の規 定による検査（ 以下この表にお いて「検査」と いう。）	三百五十円（公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 三千五百円）	三千六百円（公安 委員会が提供する 自動車を使用して 受ける場合にあつ ては、三千八百円）
	普通自動車仮運 転免許を受けて いる者に対する 検査	三百五十円（公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 三千五百円）	三千六百円（公安 委員会が提供する 自動車を使用して 受ける場合にあつ ては、三千七百円）

		料 検査手数料	
一項の 規定の 適用を 受けない 場合	大型自動車仮運 転免許、中型自 動車仮運転免許 又は準中型自動 車仮運転免許を 受けている者に 対する法第八十 九条第三項の規 定による検査（ 以下「検査」と いう。）	三百円（公安委 員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合に あつては、九百 円）	三千六百円（公安 委員会が提供する 自動車を使用して 受ける場合にあつ ては、三千八百円）
	普通自動車仮運 転免許を受けて いる者に対する 検査	三百円（公安委 員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合に あつては、九百 円）	三千四百五十円（ 公安委員会が提供 する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、三千六 百円）

再試験手数料	再試験手 準中型自動車免 許に係る再試験	九百五十円)	千四百円(法第百
普通自動車免許 に係る再試験	普通自動車免許 に係る再試験	六百五十円(法 第百条の二第二 項に規定する準 中型自動車の運 転について必要 な技能について 行う試験を公安 委員会が提供す る自動車を使用 して受ける場合 にあつては、三 千四百五十円)	六百五十円(法 第百条の二第二 項に規定する普 通自動車の運転 について必要な 技能について行 う試験を公安委 員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合に あつては、千二
		千四百円(法第百 条の二第二項に規 定する準中型自動 車の運転について 必要な技能につ いて行う試験を公 安委員会が提供す る自動車を使用し て受ける場合に あつては、千六 百円)	千三百円(法第百 条の二第二項に規 定する普通自動車 の運転について必 要な技能について 行う試験を公安委 員会が提供する自 動車を使用して受 ける場合にあつて は、千五百円)

再試験手数料	再試験手 準中型自動車免 許に係る再試験	円)	千三百円(法第百
普通自動車免許 に係る再試験	普通自動車免許 に係る再試験	六百円(法第百 条の二第二項に 規定する準中型 自動車の運転に ついて必要な技 能について行う 試験を公安委員 会が提供する自 動車を使用し て受ける場合に あつては、二千 九百円)	六百円(法第百 条の二第二項に 規定する普通自 動車の運転につ いて必要な技能 について行う試 験を公安委員会 が提供する自動 車を使用して受 ける場合にあつ ては、千二百円
		千三百円(法第百 条の二第二項に規 定する準中型自動 車の運転について 必要な技能につ いて行う試験を公 安委員会が提供す る自動車を使用し て受ける場合に あつては、千五 百円)	千五百五十円(法第 百条の二第二項に 規定する普通自動 車の運転について 必要な技能につ いて行う試験を公 安委員会が提供す る自動車を使用し て受ける場合に あつては、千三百 五十円)

	免許証交付 手数料								
大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	第一種 運転免許 又は 第二種 の規定 による	法第九 十二條 十三條の六の二 第六号に掲げる やむを得ない理 由のため免許証	千五百円（第三 百條の二第二項に 規定する大型自動 二輪車又は普通自 動二輪車の運転に ついて必要な技能 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、千三 百円）	五百円	原動機付自転車 免許に係る再試 験				
大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	第一種 運転免許 又は 第二種 の規定 による	千五百円（第三 百條の二第二項に 規定する大型自動 二輪車又は普通自 動二輪車の運転に ついて必要な技能 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、千三 百円）	千五百円（法第 百條の二第二項に 規定する大型自動 二輪車又は普通自 動二輪車の運転に ついて必要な技能 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、千三 百円）	六百円	原動機付自転車 免許に係る再試 験				

	免許証交付 手数料								
大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	第一種 運転免許 又は 第二種 の規定 による	千五百円（第三 百條の二第二項に 規定する大型自動 二輪車又は普通自 動二輪車の運転に ついて必要な技能 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、千三 百円）	千五百円（第 三十三條の六の 二第六号に掲げ るやむを得ない 理由のため免許 証）	四百五十円	原動機付自転車 免許に係る再試 験				
大型自動二輪車 免許又は普通自 動二輪車免許に 係る再試験	第一種 運転免許 又は 第二種 の規定 による	千五百円（第 三十三條の六の 二第六号に掲げ るやむを得ない 理由のため免許 証）	千五百円（法第 百條の二第二項に 規定する大型自動 二輪車又は普通自 動二輪車の運転に ついて必要な技能 について行う試験 を公安委員会が提 供する自動車を使 用して受ける場合 にあつては、千二 百円）	五百五十円	原動機付自転車 免許に係る再試 験				

証 る 免 許	許 に 係 る	交 付 を 受 け る 場 合	等 の 更 新 を 受 け る こ と が で き な か つ た 者 で あ つ て 、 法 第 九 十 七 条 の 二 第 一 項 第 三 号 に 該 当 し て 同 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け た も の （ 以 下 こ の 表 に お い て 「 特 定 試 験 免 除 者 」 と い う 。 ） に 対 す る 交 付 に あ つ て は 、 千 七 百 円 ）	法 第 九 十 五 条 の 二 第 一 項	の 規 定	に よ る 交 付 を 受 け る 場 合	千 七 百 円	八 百 五 十 円
交 付 を 受 け る 場 合			許 を 受 け る 者 （ 以 下 こ の 表 に お い て 「 複 数 免 許 取 得 者 」 と い う 。 ） に 対 す る 交 付 に あ つ て は 、 六 百 五 十 円 に 、 与 え る 免 許 一 種 類 ご と に 二 百 円 を 加 え た 額 ）			八 百 五 十 円		

証 の 更 新 を 受 け る こ と が で き な か つ た 者 で あ つ て 、 法 第 九 十 七 条 の 二 第 一 項 第 三 号 に 該 当 し て 同 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け た も の に 対 す る 交 付 に あ つ て は 、 八 百 円 ）			の 免 許 に 係 る 事 項 を 記 載 し て そ の 種 類 の 免 許 に 係 る 免 許 証 の 交 付 に 代 え る 場 合 に あ つ て は 、 九 百 円 に 、 当 該 他 の 種 類 の 免 許 に 係 る 事 項 を 記 載 す る こ と に 二 百 円 を 加 え た 額 ）				
--	--	--	---	--	--	--	--

手数料 情報記録 特定免許	免許証再 交付手数料			仮 運転 免許 に 係 る 免 許 証	仮 運 転 免 許 に 係 る 免 許 証		
	第一種	第二種	第一種 又は 第二種			仮 運 転 免 許 に 係 る 免 許 証	仮 運 転 免 許 に 係 る 免 許 証
	運 轉 免 許	運 轉 免 許	運 轉 免 許			運 轉 免 許	運 轉 免 許
法第九 十五條 の二第 三項の 規定に よる特 定免許 情報の 記録	法第九 十五條 の二第 三項の 規定に よる特 定免許 情報の 記録	法第九 十五條 の二第 三項の 規定に よる特 定免許 情報の 記録	法第九 十五條 の二第 三項の 規定に よる特 定免許 情報の 記録	三百五十円	三百五十円		
法第九 十五條 の二第 六項の 規定に よる申 出をす る場合 の 法第百 一条の 四の二 第二項 の規定 による 申出（ 以下こ	法第九 十五條 の二第 六項の 規定に よる申 出をす る場合 の 法第百 一条の 四の二 第二項 の規定 による 申出（ 以下こ	法第九 十五條 の二第 六項の 規定に よる申 出をす る場合 の 法第百 一条の 四の二 第二項 の規定 による 申出（ 以下こ	法第九 十五條 の二第 六項の 規定に よる申 出をす る場合 の 法第百 一条の 四の二 第二項 の規定 による 申出（ 以下こ	三百円	三百五十円		
法第九 十五條 の二第 六項の 規定に よる申 出をす る場合 の 法第百 一条の 四の二 第二項 の規定 による 申出（ 以下こ	法第九 十五條 の二第 六項の 規定に よる申 出をす る場合 の 法第百 一条の 四の二 第二項 の規定 による 申出（ 以下こ	法第九 十五條 の二第 六項の 規定に よる申 出をす る場合 の 法第百 一条の 四の二 第二項 の規定 による 申出（ 以下こ	法第九 十五條 の二第 六項の 規定に よる申 出をす る場合 の 法第百 一条の 四の二 第二項 の規定 による 申出（ 以下こ	五百円	七百五十円		

(新設)	免許証再 交付手数料			仮 運 転 免 許 に 係 る 免 許 証	仮 運 転 免 許 に 係 る 免 許 証		
	第一種	第二種	第一種 又は 第二種			仮 運 転 免 許 に 係 る 免 許 証	仮 運 転 免 許 に 係 る 免 許 証
	運 轉 免 許	運 轉 免 許	運 轉 免 許			運 轉 免 許	運 轉 免 許
				四百円	四百円		
				七百五十円	七百五十円		



の表に おいて 「更新 時不交 付申出 」とい う。） をする 場合	法第九 十五条 の二第 六項の 規定に よる申 出及び 更新時 不交付 申出の いずれ をもし ない場 合	六百円（法第九 十二条第一項、 第九十五条の二 第十一項若しく は第一百一条の四 の二第一項の規 定による免許証 （仮運転免許に 係るものを除く 。）の交付又は 法第九十四条第 二項の規定によ る免許証（仮運 転免許に係るも のを除く。）の 記録を受ける場合	九百円（法第九 十二条第一項、第九 十五条の二第十一 項若しくは第一百 一条の四の二第一 項の規定による免 許証（仮運転免許 に係るものを除く 。）の交付又は法 第九十四条第二項 の規定による免許 証（仮運転免許に 係るものを除く。） の再交付と同時に 記録を受ける場合
--	--	--	---

料	更新手数料	免許証等	
更新（ 第一項	期間の 二の二	の有効 一条の 法第百	免許証 法第百
			法第九十五條の 三の規定により 読み替えて適用 する法第九十二 條第二項の規定 又は法第百六條 の四第二項の規 定による免許情 報記録の書換え
			再交付と同時に 記録を受ける場 合にあつては、 （零円）
		千六百元	係るものを除く 。及び法第九 十五條の二第四 項に規定する免 許情報記録個人 番号カードを有 する者（以下こ の表において「 免許証・免許情 報記録個人番号 カード保有者」 という。）に係 る書換えにあつ ては、（零円）
		千五百十円	にあつては、百元 ） 九百五十円（免許 証・免許情報記録 個人番号カード保 有者に係る書換え にあつては百元、 複数免許取得者（ 免許証・免許情報 記録個人番号カー ド保有者を除く。 ）に係る書換えに あつては七百五十 円に与える免許一 種類ごとに二百円 を加えた額）
	新手数料	免許証更新	
定により免許証	の二第一項の規	法第百一条の二	免許証の更新（
			千三百円
			千二百円

合(経 する場 申出を 不交付 更新時 更新時 七 百 円	合 する場 を 。を と い う 申 請 「 経 由 お い て の 表 に 以 下 こ 提 出 「 請 書 の 更 新 申 請 を 受 け る 更 新 を 期 間 の 有 効 報 記 録 免 許 情 に よ る 同 時 に の 規 定	除く。 場合を	更新を 経由し 員会を 公安委 の有効 期間の の有効 報記録 免許情 に よ る 同 時 に の 規 定

免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請を 千 二 百 五 十 円	の更新の申請を する 場 合 を 除 く 。 の更新の申請を する 場 合 を 除 く 。 の更新の申請を する 場 合 を 除 く 。 の更新の申請を する 場 合 を 除 く 。	千 三 百 円

更新を 規定に	期間の 三項の	の有効 の二第	免許証 条の二	同時に 第百一	更新（ て、法	期間の であつ	の有効 る場合	報記録 請をす	免許情 經由申	合 ない場	をもし いずれ	申出の 不交付	更新時 請及び	經由申 千八百五十円	除く。 場合を	をする 由申請
								二百円					千八百五十円			
								八百円					千円			

する場合)

											受ける
											場合を
											除く。
											出（以
											下この
											表にお
											いて「
											經由地
											書換申
											出」と
											いう。
											）をす
											るとき
											經由申
											請をす
											る場合
											であつ
											て、経
											由地書
											換申出
											をしな
											いとき
											經由申
											請をし
											ない場
											合
											千円
											七百五十円
											千二百円
											千二百円

料	經由 手数																	
を す る 場 合	經由 地書 換 申 出 合 ない 場 請 を し	經由 申 い と き	を し な 換 申 出	由 地 書	て、 經	で あ つ	る 場 合	請 を す	經由 申	の 更 新 の 効 期 間	録 の 有	情 報 記	び 免 許	更 新 及	期 間 の	の 有 効	免 許 証	
																		を す る と き
	九 百 五 十 円	千 八 百 五 十 円							千 六 百 円									千 六 百 円
	七 百 五 十 円	千 百 円							千 二 百 五 十 円									九 百 円

料	經由 手数										
	二 百 円										
	三 百 五 十 円										

技能検定 員審査手 数料	(略)	大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 法第九十九条の 二第四項第一号 イの規定による 審査（以下「技 能検定員審査」 という。）	千五百五十円	料 審査手数 料 検査手数 料 運転技能 検査手数	(略)	經由地書換申出 をしない場合 四百円  三百五十円	
			三千五百五十円				六百五十円（公 安委員会が提供 する自動車を使 用して受ける場 合にあつては、 二千二百五十円 ）
			二万二百円				七百元（公安委員 会が提供する自動 車を使用して受け る場合にあつては 、八百五十円）

技能検定 員審査手 数料	(略)	大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 法第九十九条の 二第四項第一号 イの規定による 審査（以下「技 能検定員審査」 という。）	千五十円	料 審査手数 料 検査手数 料 運転技能 検査手数	(略)		
			二千九百五十円				七百元（公安委 員会が提供する 自動車を使用し て受ける場合に あつては、二千 円）
			二万四百五十円				七百元（公安委員 会が提供する自動 車を使用して受け る場合にあつては 、八百五十円）

<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p> <p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p> <p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>千 百 円</p>	<p>一 万 八 千 七 百 円</p>
<p>千 六 百 円</p>	<p>一 万 二 千 八 百 五 十 円</p>	<p>一 万 八 千 八 百 五 十 円</p>

<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p> <p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p> <p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）</p>	<p>千 百 円</p>	<p>一 万 八 千 四 百 円</p>
<p>千 二 百 円</p>	<p>一 万 三 千 五 百 円</p>	<p>一 万 八 千 三 百 五 十 円</p>



		(略)		教習指導員審査手数料
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許	千六百元	千円	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの	八千三百五十円	一万千円	
	三千二百五十円			三千三百円
	九千六百元			一万千八百円

		(略)		教習指導員審査手数料
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許	千二百円	千円	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査（以下「教習指導員審査」という。）
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの	八千四百五十円	一万八百五十円	
	三千五十円			二千七百元
	九千四百円			一万千八百五十円

				料	講習手数料	国外運転 免許証交 付手数料	
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第三号に 掲げる講習	講習一時間につ いて七百円	講習一時間につ いて七百円	講習一時間につ いて七百円	免許に対応する 第一種運転免許 に係る教習指導 員資格者証の交 付を受けている 者に対するもの (以下「大型自 動車第二種免許 等に係る教習指 導員審査」とい う。)
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第二号に 掲げる講習	講習一時間につ いて千二百五十円	講習一時間につ いて千二百五十円	講習一時間につ いて千二百五十円	
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第一号に 掲げる講習	講習一時間につ いて五百五十円	講習一時間につ いて五百五十円	講習一時間につ いて五百五十円	

				料	講習手数料	国外運転 免許証交 付手数料	
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第三号に 掲げる講習	講習一時間につ いて七百円	講習一時間につ いて七百円	講習一時間につ いて七百円	免許に対応する 第一種運転免許 に係る教習指導 員資格者証の交 付を受けている 者に対するもの (以下「大型自 動車第二種免許 等に係る教習指 導員審査」とい う。)
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第二号に 掲げる講習	講習一時間につ いて千二百五十円	講習一時間につ いて千二百五十円	講習一時間につ いて千二百五十円	
法第百	大型自	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第一号に 掲げる講習	講習一時間につ いて四百五十円	講習一時間につ いて四百五十円	講習一時間につ いて四百五十円	

八条の 二第一 項第四 号に掲 げる講 習	許、中 型自動 車免許 又は準 中型自 動車免 許に係 る講習 (準中 型自動 車免許 に係る 講習に あつて は、普 通自動 車免許 を受け ている 者に対 するも のに限 る。)	十円	いて二千六百五 て二千円

八条の 二第一 項第四 号に掲 げる講 習	許、中 型自動 車免許 又は準 中型自 動車免 許に係 る講習 (準中 型自動 車免許 に係る 講習に あつて は、普 通自動 車免許 を受け ている 者に対 するも のに限 る。)	十円	いて二千四百五 て二千円

習 げ る 講 号 に 掲 項 第 五	二 第 一	八 条 の	法 第 百	準 中 型	自 動 車	免 許 に	係 る 講	習 (普	通 自 動	車 免 許	を 受 け	て い る	者 に 対	す る も	の を 除	く。 )	普 通 自	動 車 免	許 に 係	る 講 習	大 型 自	動 二 輪	車 免 許	に 係 る	講 習	普 通 自	動 二 輪
				講 習 一 時 間 に つ	い て 二 千 百 円											講 習 一 時 間 に つ	い て 千 七 百 円			講 習 一 時 間 に つ	い て 二 千 九 百 五 十 円				講 習 一 時 間 に つ	い て 二 千 八 百 五 十 円	
				講 習 一 時 間 に つ	て 千 七 百 円											講 習 一 時 間 に つ	て 千 三 百 五 十 円			講 習 一 時 間 に つ	て 千 三 百 五 十 円				講 習 一 時 間 に つ	て 千 三 百 五 十 円	

習 げ る 講 号 に 掲 項 第 五	二 第 一	八 条 の	法 第 百	準 中 型	自 動 車	免 許 に	係 る 講	習 (普	通 自 動	車 免 許	を 受 け	て い る	者 に 対	す る も	の を 除	く。 )	普 通 自	動 車 免	許 に 係	る 講 習	大 型 自	動 二 輪	車 免 許	に 係 る	講 習	普 通 自	動 二 輪
				講 習 一 時 間 に つ	い て 千 八 百 五 十 円											講 習 一 時 間 に つ	い て 千 四 百 五 十 円			講 習 一 時 間 に つ	い て 二 千 八 百 円				講 習 一 時 間 に つ	い て 二 千 六 百 五 十 円	
				講 習 一 時 間 に つ	て 千 六 百 五 十 円											講 習 一 時 間 に つ	て 千 三 百 五 十 円			講 習 一 時 間 に つ	て 千 三 百 五 十 円				講 習 一 時 間 に つ	て 千 三 百 五 十 円	

講習 に係 る講習	普通自 動車免 許に係 る講習	掲 げる講 習	号に掲 示する 講習	第十 二項第 一に係 る講習	八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	車免許 に係る 講習		
												十 円		
													講 習一 時間 につ いて 七百 五十 円	講 習一 時間 につ いて 千 円
													講 習一 時間 につ いて 千六 百五 十 円	講 習一 時間 につ いて 千五 百五 十 円
													講 習一 時間 につ いて 五百 五十 円	講 習一 時間 につ いて 千六 百 円
													講 習一 時間 につ いて 六百 円	講 習一 時間 につ いて 三百 円
													講 習一 時間 につ いて 千四 百五 十 円	講 習一 時間 につ いて 四百 円
													講 習一 時間 につ いて 千六 百五 十 円	講 習一 時間 につ いて 千五 百五 十 円
													講 習一 時間 につ いて 七百 五十 円	講 習一 時間 につ いて 千 円
													講 習一 時間 につ いて 七百 五十 円	講 習一 時間 につ いて 千 円

講習 に係 る講習	普通自 動車免 許に係 る講習	掲 げる講 習	号に掲 示する 講習	第十 二項第 一に係 る講習	八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	法第百 八条の 二第一 項に係 る講習	車免許 に係る 講習		
												十 円		
													講 習一 時間 につ いて 五百 円	講 習一 時間 につ いて 千 円
													講 習一 時間 につ いて 千五 百五 十 円	講 習一 時間 につ いて 千五 百五 十 円
													講 習一 時間 につ いて 五百 円	講 習一 時間 につ いて 千六 百 円
													講 習一 時間 につ いて 六百 円	講 習一 時間 につ いて 千五 百五 十 円
													講 習一 時間 につ いて 千四 百五 十 円	講 習一 時間 につ いて 三百 円
													講 習一 時間 につ いて 千五 百五 十 円	講 習一 時間 につ いて 四百 円
													講 習一 時間 につ いて 千五 百五 十 円	講 習一 時間 につ いて 千五 百五 十 円
													講 習一 時間 につ いて 五百 円	講 習一 時間 につ いて 千 円
													講 習一 時間 につ いて 五百 円	講 習一 時間 につ いて 千 円

講習 掲げる 一号に 項第十 二第一 八条の 法第百	法第九 十五條 の六第 一項の 表の備 考一の 口に規 定する 優良運	講習 に係る 車免許 付自転 原動機 に係る 講習	二百円	三百円（公安委員 会の使用に係る電 子計算機（入出力 装置を含む。以下 この表において同 じ。）と講習を受 ける者の使用に係 る電子計算機とを 電気通信回線で接	大型自 動二輪 車免許 に係る 講習	講習一時間につ いて千二百五十 円	講習一時間につ いて千六百元	普通自 動二輪 車免許 に係る 講習	講習一時間につ いて千六百元	講習一時間につ いて千二百五十 円	講習一時間につ いて千六百元
法第九 十五條 の六第 一項の 表の備 考一の 口に規 定する 優良運		講習 に係る 車免許 付自転 原動機 に係る 講習	二百円	三百円（公安委員 会の使用に係る電 子計算機（入出力 装置を含む。以下 この表において同 じ。）と講習を受 ける者の使用に係 る電子計算機とを 電気通信回線で接	大型自 動二輪 車免許 に係る 講習	講習一時間につ いて千二百五十 円	講習一時間につ いて千六百元	普通自 動二輪 車免許 に係る 講習	講習一時間につ いて千六百元	講習一時間につ いて千二百五十 円	講習一時間につ いて千六百元

講習 掲げる 一号に 項第十 二第一 八条の 法第百	法第九 十二條 の二第 一項の 表の備 考一の 2に規 定する 優良運	講習 に係る 車免許 付自転 原動機 に係る 講習	二百円	三百円	大型自 動二輪 車免許 に係る 講習	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千六百元	普通自 動二輪 車免許 に係る 講習	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円
法第九 十二條 の二第 一項の 表の備 考一の 2に規 定する 優良運		講習 に係る 車免許 付自転 原動機 に係る 講習	二百円	三百円	大型自 動二輪 車免許 に係る 講習	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千六百元	普通自 動二輪 車免許 に係る 講習	講習一時間につ いて千五百五十 円	講習一時間につ いて千五百五十 円

表の備	一項の	の六第	十五	法第九	講習	転者に 対する 講習	転者に 対する 講習						
				六百円									
				八百円									続した電子情報処 理組織を使用する 方法による講習（ 以下この表におい て「オンライン講 習」という。）に あつては、零円）

表の備	一項の	の二第	十二	法第九	講習	転者に 対する 講習	転者に 対する 講習						
				六百円（国家公 安委員会規則で 定める第三十三 条の七第二項の 基準に該当しな									
				七百五十円（国家 公安委員会規則で 定める第三十三 条の七第二項の基準 に該当しない者に									

考一の  
二に規  
定する  
違反運  
転者等  
のうち  
特定基  
準不該  
当者（  
国家公  
安委員  
会規則  
で定め  
る第三  
十三條  
の七第  
二項の  
基準に  
該当し  
ない者  
をいう  
。以下  
この表  
におい

考一の  
4に規  
定する  
違反運  
転者等  
に対す  
る講習

い者に対する講  
習にあつては、  
三百円）

対する講習にあつ  
ては、五百円）



習する講	の対	あるも	当者で	準不該	特定基	のうち	転者等	違反運	定する	ニに規	考一の	表の備	一項の	の六第	十五條	法第九	習する講	の対	ないも	。で	て同じ
																三百円（オンライン講習にあつては、二百円）					
																五百円（オンライン講習にあつては、零円）					

法第百	八条の	二第一	項第十	二号に	掲げる	講習	自動車	対応免	許(以	下この	表にお	いて「	普通自	動車対	応免許	「とい	う。」	を受け	ている	者(法	第九十	七条の	二第一	項第三
法第七	十一條	の五第	三項に	規定す	る普通																			
																								二千二百円

																								四千四百円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

法第百	八条の	二第一	項第十	二号に	掲げる	講習	自動車	対応免	許(以	下この	表にお	いて「	普通自	動車対	応免許	「とい	う。」	を受け	ている	者(法	第九十	七条の	二第一	項第三
法第七	十一條	の五第	三項に	規定す	る普通																			
																								二千五十円

																								四千四百円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

二 第 一	七 条 の	第 九 十	者 (法	て い る	を 受 け	応 免 許	動 車 対	普 通 自	る 講 習	に 対 す	く。 )	者 を 除	受 け る	適 用 を	規 定 の	三 項 の	の 四 第	百 一 条	に 法 第	者 並 び	掲 げ る	び ハ に	号 イ 及
								七 百 円															
								二 千 二 百 五 十 円															

二 第 一	七 条 の	第 九 十	者 (法	て い る	を 受 け	応 免 許	動 車 対	普 通 自	る 講 習	に 対 す	く。 )	者 を 除	受 け る	適 用 を	規 定 の	三 項 の	の 四 第	百 一 条	に 法 第	者 並 び	掲 げ る	び ハ に	号 イ 及
								六 百 五 十 円															
								二 千 二 百 五 十 円															

---

---

---

項第三  
号イ若  
しくは  
ハに掲  
げる者  
又は法  
第一百  
条の四  
第三項  
の規定  
の適用  
を受け  
る者に  
限る。  
）又は  
第一種  
運転免  
許若し  
くは第  
二種運  
転免許  
であつ  
て普通  
自動車

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

項第三  
号イ若  
しくは  
ハに掲  
げる者  
又は法  
第一百  
条の四  
第三項  
の規定  
の適用  
を受け  
る者に  
限る。  
）又は  
第一種  
運転免  
許若し  
くは第  
二種運  
転免許  
であつ  
て普通  
自動車

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

法第百 八条の 二第 一 項第十 三号に 掲げる 講習	自動車 等（こ れに準 ずるも のとし て国家 公安委 員会規 則で定 める装 置を含 む。） を使用 する指 導（以 下の	対応免 許以外 のもの のみを 受けて いる者 に対す る講習		
			五千五百五十円	七千七百五十円

法第百八条の二 第一項第十三号 に掲げる講習	四千八百円（当 該講習が国家公 安委員会規則で 定めるものであ る場合にあつて は、三千五百五 十円）	七千七百円（当該 講習が国家公安委 員会規則で定める ものである場合に あつては、五千五 百円）	対応免 許以外 のもの のみを 受けて いる者 に対す る講習		

料 通知 手数					
	に掲げる講習	法第百八条の二 第一項第十六号 に掲げる講習	法第百八条の二 第一項第十五号 に掲げる講習	若年運転者講習	表にお いて「 実車等 指導」 という 。を 含む講 習
九百五十円	講習一時間につ いて五百五十円	講習一時間につ いて六百円	講習一時間につ いて千二百五十 円	講習一時間につ いて千八百円	
五十円	講習一時間につ いて千五百円	講習一時間につ いて千五百円	講習一時間につ いて千三百五十 円	講習一時間につ いて五千五百五十 円	

料 通知 手数					
	掲げる講習	法第百八条の二 第一項第十五号 又は第十六号に 掲げる講習	若年運転者講習		
八百五十円		講習一時間につ いて五百五十円	講習一時間につ いて九百円		
五十円		講習一時間につ いて千四百五十 円	講習一時間につ いて千三百五十 円		

備考 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
一 技能検定員、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許	三百円	三千五百円
必要な自動車技能の運転に係る技能検定員審査	普通自動車免許	百円	三千五百五十円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		百円	千五百円

備考 (略)

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額は、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区分	物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	人件費に対応する額から減ずる額
一 技能検定員、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	大型自動車免許、中型自動車免許	三百円	三千七百円
必要な自動車技能の運転に係る技能検定員審査	普通自動車免許	百円	三千四百五十円
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		五十円	千二百円

五 技能 検定の 実施に 関する 知識	大型自動車免許 、 中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 技能検定員審査	普通自動車免許	(略)	二 自動 車の運 転技能 に 関する 観察 及び採 点の技 能				大型自動車第二 種免許等に係る 技能検定員審査	二百円	四千二百五十円
				大型自動車第二 種免許等に係る 技能検定員審査	二百円	七千五百五十円	特定第一種運転 免許に係る技能 検定員審査	百円	千八百円	普通自動車免許 に係る技能検定 員審査
		千八百五十円						三百円	六千五十円	

五 技能 検定の 実施に 関する 知識	大型自動車免許 、 中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 技能検定員審査	普通自動車免許	(略)	二 自動 車の運 転技能 に 関する 観察 及び採 点の技 能				大型自動車第二 種免許等に係る 技能検定員審査	百五十円	四百百円
				大型自動車第二 種免許等に係る 技能検定員審査	百五十円	七千二百五十円	特定第一種運転 免許に係る技能 検定員審査	五十円	二千五十円	普通自動車免許 に係る技能検定 員審査
		千九百円						三百円	六千四百円	



適正化 業務の 行業の 運転代 自動車 業及び 運送事 技能検 定員審 査	七 旅客 自動車 種免許 等に係 る技能 検定員 審査	大型自動車第二 種免許等 に係る 技能検定 員審査	大型自動車第二 種免許等 に係る 技能検定 員審査	知識 に関する 方法に 関する 免許に 係る技 能検定 員審査	特定第一種運 転に 係る技 能検定 員審査	二千四百円	六 自動 車の運 転技能 の評価 の 員審査	普通自動車免 許に係る 技能検定 員審査	二千円	(略)	特定第一種運 転に 係る技 能検定 員審査	二千五百五十 円	に 係る 技能 検定 員 審 査

適正化 業務の 行業の 運転代 自動車 業及び 運送事 技能検 定員審 査	七 旅客 自動車 種免許 等に係 る技能 検定員 審査	大型自動車第二 種免許等 に係る 技能検定 員審査	大型自動車第二 種免許等 に係る 技能検定 員審査	知識 に関する 方法に 関する 免許に 係る技 能検定 員審査	特定第一種運 転に 係る技 能検定 員審査	二千五百五十 円	六 自動 車の運 転技能 の評価 の 員審査	普通自動車免 許に係る 技能検定 員審査	二千五十 円	(略)	特定第一種運 転に 係る技 能検定 員審査	二千六百五十 円	に 係る 技能 検定 員 審 査

に関する法律 第二項 第一項 に規定 する自 動車運 転代行 業に関 する法 令につ いての 知識	備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千七百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については六百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については千二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技

に関する法律 第二項 第一項 に規定 する自 動車運 転代行 業に関 する法 令につ いての 知識	備考 一 技能検定員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二千五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員

能検定員審査については二千七百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百五十円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百五十円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百五十円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ

審査については二千七百円を減ずるものとし、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については二百円を減ずるものとする。

二 技能検定員審査を受けようとする者が三の項及び四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、三の項及び四の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、前項の表技能検定員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については五百円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については三百円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については三百円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、法第十二条第一項の物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額又は人件費に対応する部分として政令で定める額、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄の規定にかかわらず、次の表の第二欄に掲げる区分に応じて、それぞれ

れ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

二 技能 教習に 必要な 教習の 教習指導員審査	一 教習 指導員 として 必要な 自動車 の運転 技能	審査細目	
		区分	物件費及び施設 費に対応する額 から減ずる額
大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 教習指導員審査	三百円
		普通自動車免許 に係る教習指導 員審査	三百円
(略)	(略)	特定第一種運転 免許に係る教習 指導員審査	百円
		大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	二百円
(略)	(略)	大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	四千二百五十円
		大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	五十円
(略)	(略)	大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	二千五百円
		大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	二十五百円

れ第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄又は第四欄に定める額から、次の表の第三欄又は第四欄に定める額を減じた額とする。

二 技能 教習に 必要な 教習の 教習指導員審査	一 教習 指導員 として 必要な 自動車 の運転 技能	審査細目	
		区分	物件費及び施設 費に対応する額 から減ずる額
大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	大型自動車免許 、中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 教習指導員審査	三百円
		普通自動車免許 に係る教習指導 員審査	百円
(略)	(略)	特定第一種運転 免許に係る教習 指導員審査	五十円
		大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	百五十円
(略)	(略)	大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	四千百円
		大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	二十円
(略)	(略)	大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	二千円
		大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査	二千円

技能 (略)	四 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項その 他自動 車の運 転に関 する知 識	五 自動 車教習 所に関 する法 令につ いての	特定第一種運 転に係る教習 指導員審査	千三百五十円
		(略)	(略)	(略)

技能 (略)	四 法第 百八条 の二十 八第四 項に規 定する 教則の 内容と なつて いる事 項その 他自動 車の運 転に関 する知 識	五 自動 車教習 所に関 する法 令につ いての	特定第一種運 転に係る教習 指導員審査	千三百円
		(略)	(略)	(略)

知識 六 教習 指導員 として 必要な 教育に ついて の知識	大型自動車免許 、 中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 教習指導員審査	千五百五十円	七 旅客 自動車 運送事 業及び 自動車 運転代 行業の 業務の 適正化 に関する 法律 第二條 第一項 に規定 する自 動車運	大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査
			(略)	(略)
				二千六百元

知識 六 教習 指導員 として 必要な 教育に ついて の知識	大型自動車免許 、 中型自動車免 許又は準中型自 動車免許に係る 教習指導員審査	千五百円	七 旅客 自動車 運送事 業及び 自動車 運転代 行業の 業務の 適正化 に関する 法律 第二條 第一項 に規定 する自 動車運	大型自動車第二 種免許等に係る 教習指導員審査
			(略)	(略)
				二千五百五十円

転代行 業に關 する法 令につ いての 知識	備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千七百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二千二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千七百五十円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百五十円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二百五十円を、

転代行 業に關 する法 令につ いての 知識	備考 一 教習指導員審査を受けようとする者が一の項及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、一の項及び二の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第三欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二千二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については七百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については九百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については二千六百五十円を減ずるものとし、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については二百円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査

る教習指導員審査については二百円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については二百円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については五十円を減ずるものとする。

4 法第十二条第一項第四号の二の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第三十条の二第四項又は第六条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による免許情報記録の抹消を受けた者であつて、当該抹消を受けた後初めて法九十五条の二第一項の規定による申請をしたもの（次に掲げる者を除く。）

イ 当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者

ロ 法第十二条第一項又は第一百一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受け

については二百円を減ずるものとする。

二 教習指導員審査を受けようとする者が四の項及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、四の項及び五の項の第三欄及び第四欄に定めるところによるほか、第一項の表教習指導員審査手数料の項の第四欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については百五十円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については百五十円を減ずるものとする。

（新設）



ようとする際に当該申請をした者

二 法第百六条の四第二項の規定による免許情報記録の書換えを受ける者（法第百四条の四第三項の規定により免許が与えられる者を除く。）

（警察庁長官への権限の委任）

第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知、法第七十五条の二十九の規定による報告の受理及び通報、法第九十五条の五第三項第一号に規定する措置及び同項第二号に規定する措置に係る処理、同条第四項の規定による通報並びに法第百六条、第百七条の六及び第百八条の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

（警察庁長官への権限の委任）

第四十三条の二 法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定による通知並びに法第七十五条の二十九、第百六条、第百七条の六及び第百八条の三の六の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

改 正 案	現 行
<p>（運転免許証等の有効期間等の特例）</p> <p>第六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法第七十七条の規定による出動待機命令（以下この項において「防衛出動命令等」という。）を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証又は道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（次項において「免許証等」という。）のうち、同法第七十六条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける免許証等の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第一百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証等の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和</p>	<p>（運転免許証の有効期間等の特例）</p> <p>第六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法第七十七条の規定による出動待機命令（以下この項において「防衛出動命令等」という。）を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証（次項において「免許証」という。）のうち、<u>道路交通法（昭和三十五年法律第五号）</u>第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける免許証の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第一百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和</p>

平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
別表（第四条関係）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号） 第八条第三項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第七十五条第九項（第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第九十五条の二第十一項、第一百一条の四の二第一項、第一百六条の三第二項並びに第一百七条の七第三項	道路交通法（昭和三十五年法律第百五号） 第八条第三項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第七十五条第九項（第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第一百一条第六項、第一百一条の二第四項、第一百七条第二項並びに第一百七条の七第三項			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（第四条関係）

（現行規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）による改正後の規定）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人識別符号）</p> <p>第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号</p> <p>六～十 （略）</p>	<p>（個人識別符号）</p> <p>第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号</p> <p>六～十 （略）</p>